

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 31 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 6 日

荻田町長 遠田 孝一



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	処分関連帳票（差押解除－債権等）	福岡県京都郡荻田町大字光国 3 6 4 4 番地 1 サンシャイン You 201 号室	下村 雪之丞
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

<備 考> 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。